

V

富・所得の分配の公平化



ナイル河上流をクルーズする観光船上から見
た西岸上のエジプト人の民家(1986年3月)

はじめに

エジプトは、アフリカや中東の発展途上国の中では、国内における富、資産、所得等の分配の公平について、二十世紀の前半から政治的、社会的関心を寄せ、議論や政策の対象としてきた唯一の国といわれている。

特に、一九五二年の自由将校団の革命以後この国は、イギリスをはじめとする外国の植民地主義的支配を打破し、民族主義やアラブ社会主義にそつた国内経済開発を進めるとともに、国民各層、各グループ間における資産や所得の分配の公平化を、経済建設上の重要な目標の一つとし、しかも、これをナセル時代から現在のムバーラク時代まで憲法に明記し、農地改革をはじめとする制度的改革や政策的努力によって、その実現をはかつてきた。この結果もあり、所得分配面において、エジプトは、自ら属する発展途上国のうちの中所得国グループ中では、不平等度の低い国に属するとみられている。

本章において、一九五二年の革命前、そして革命後から現在まで、エジプトにおいて資産や所得の分配における公平化がどのように推移してきたかを、これまでの実証的分析のフォローを行なうことによって明らかにしようとするものである。また、それに影響を与えた政策的要因等についても簡単にみることとする。

資産や所得の分配の公平度を分析する場合、「公平」なり「公正」なりの定義や計測をどのようにするかについては、いろいろな議論や方法があるが、ここでは、結果として現われている資産保有や所得の受取りの統計上の数字をもとに、いわゆるシェア比較や倍率比較、そしてローレンツ曲線やジニ係数の算出を行なっているもの等によってみていくこととし、公平をめぐる価値判断等に関する厳密な検討は、紙数の都合上、行なわない。

なお、これまでの実証分析者の多数が共通に述べていることでもあるが（また、発展途上国においては、しばしばみられることであるが）、エジプトにおいても、資産や所得の分配の実証分析のため利用できる統計は、きわめて限られているといわねばならない。特に、現時点においては、一九八〇年代以降のそれらを見い出すことは、まだほとんど困難なように思われる。このため本章が対象とする時期が現在までといいうものの、主としてサダト時代までの推移が対象になつていることを、最初にお断わりしておきたい。

1 一九五二年革命以前の分配実態

一九五二年革命以前のエジプトにおける富や所得の分配実態を把握するための、包括的、時系列的、体系的統計数字はきわめて限られている。ここでは、限られたデータや断片的サービスの一

結果等によりながら、まず最初に土地の所有実態を中心に富・資産の分配実態をフォローし、つづいて、これらと密接に関連している所得分配面の実態をみるとこととし、加えて、そのような分配実態が生じた要因やそれへのエジプト内での対応がどうであつたか等について、簡単にみることとする。

**一 % の 地 主 が ま ず 最 初 に 、
農 地 の 約 四 割 所 有 農 地 の 所 有 実
態 全 体 の 動 き を 看 て み よ う 。 エ ジ ピ
ト 農 地 の 私 有 制 の 起 源 は 、 オ ス マ ン 。**

トルコ帝国治下、十六世紀の初めごろにさかのぼるといわれるが、村落共同体が崩壊し、近代的な土地私有制度が確立したのは、十九世紀後半であり、これを大きく進めたのは、一八五八年のサイードの農地法であるといわれる。そして二十世紀初頭には、エジプトにおけるすべての農地は保有者の完全な私有地となつた

地所有面積分布

	所有面積 (1,000エーカー)		
1950	1896	1916	1950
1,874.7	—	445.8	718.8
599.2	1,031.7	1,059.7	1,262.5
83.2	587.3	548.7	591.9
41.5	595.9	529.4	582.4
21.2	701.3	630.1	667.2
12.1	2,274.9	2,446.0	2,218.7
2,631.9	5,191.1	5,659.7	6,041.5
%			
71.2	—	7.9	12.8
22.7	19.9	18.7	20.7
3.2	11.3	9.7	9.7
1.6	11.5	9.4	9.5
0.8	13.5	11.1	10.9
0.5	48.8	43.2	36.4
100.0	100.0	100.0	100.0

場調査シリーズ 6), 科学新聞社, 1988年, 295ページより

V 富・所得の分配の公平化

とみられている。この農地の私有制度の確立は、同時に大地主のワクフ制度の悪用等による農地の所有集中と、他方、イスラム相続法の適用による農地所有の細分化過程の結果でもあつたため、それ 자체が農地所有面の不公平化を進行させるものでもあつた。

V-1表は、土地私有制度が完全に確立したといわれる、一八九六年から一九五〇年までのエジプトにおける土地所有の分布実態を示すものである。この約半世紀間に、土地所有者は約一八六万人増加し、二六三万ひととなつたが、五二エーカー以上の大地主の数は、一万二〇〇〇人程度で変化がないのに対し、五エーカー

V-1表 規模別土地所有者および土
(1896~1950年)

規 模	所有者(1,000人)	
	1896	1916
0.963フェッダン以下 (1エーカー以下)	—	1,006.9
0.963~4.815 (1~5)	611.1	473.7
4.815~9.63 (5~10)	80.8	76.7
9.63~20.223 (10~21)	41.3	36.9
20.223~50.076 (21~52)	22.2	19.9
50.076 (52エーカー以上)	11.9	12.3
合 計	767.3	1,626.4
	%	
0.963フェッダン以下 (1エーカー以下)	—	61.9
0.963~4.815 (1~5)	79.6	29.1
4.815~9.63 (5~10)	10.5	4.7
9.63~20.223 (10~21)	5.4	2.3
20.223~50.076 (21~52)	2.9	1.2
50.076 (52エーカー以上)	1.6	0.8
合 計	100.0	100.0

(注) 1エーカー=4,050m²=0.963フェッダン

(出所) 岩永博・野口勝明共著『エジプト――その国土と市場――』(海外市作成)

以下の所有者が増加し、約二五〇万人、全体の九割以上にまで達していることがわかる。

所有面積でみると、この間約一〇〇万エーカーの農地の増加がみられるが、五二エーカー以上の地主の所有面積は、一八九六年の全体の四八%から、一九五〇年の全体の三六・四%に低下し、五エーカー以下の地主の所有面積は、一八九六年の約二〇%から一九五〇年の約三三%へ増大している。このような動きからみると、一九五二年革命にいたる約半世紀間で、五二エーカー以上の大地主を中心として、大規模農地所有者の所有割合が急激に減り、一方、小地主が増え、土地の所有集中化の進行が止まり、逆に所有の公平化が相当に進んだようみえる。しかし、小規模所有者の絶対数が急増したものの、大地主の絶対数がほとんど変わらない点を考慮すると、大地主への所有の集中が、相対的にどの程度減少したのかどうかは、必ずしも明らかではない。

この点を明らかにする分配の公平度を計測する方法の一つとして、ローレンツ曲線を描いて求められるジニ係数がある。ジニ係数は○と一の間の数であり、一に近いほど、分配の不平等度が高く、○に近いほど平等度が高いものと一応考えられているが、革命前約五十年間にわたる、エジプトの土地所有分布についてのジニ係数を計算した例は二つある。一つはラドワーン(Samir Radwan)の計算であるが、彼によれば、土地所有に関するジニ係数は、一八九六年の〇・六九六から一九五二年の〇・七五八と拡大していることを示しており、土地所有の不平等度は、革命まで改善されず、いつそう悪化したことを示している。またアラン・リチャード(Alan R. Richard)の計算は、一九〇〇年から一九五二年までのものであるが(V-2表)、これも一九〇〇年と一九五二年を

比較すると、ジニ係数は増大し、不公平が拡大したことを見ている。もつとも一九一三年と一九五二年の比較をすればジニ係数はやや減少したといえるが、この間の約四十年間でみても、不公平度の改善度は〇・〇二ポイント程度で、ほとんどみるべきものがなかつたといえそうである。そこでV-1表自体においても、この約半世紀間に一%前後の地主が全体の約四割の農地を所有しつづけたと、実質的に読むとしても、問題は小さいといえよう。

さらに、不平等の度合についていえば、ジニ係数が〇・七を超える分配状態は相当に不平等な状態といえそうであり（一九六〇年代の発展途上国との所得分配のジニ係数の場合ではあるが、不平等度のきわめて高い国でも〇・六台である）。さらに加えて、一九五〇年の農業センサスでは、そもそも土地をまったく所有していない農民が、二六三万人の農地所有者の他に、三四四万人いたということであるので、農業者全体における土地所有の分布をみれば、ジニ係数はますます一に近いものとなり、きわめて不平等な状態であつたことが推測できよう。

最大の地主は 以上の革命前までの土地所有の長期の全体動向に加え
国王フアルーク て、個別ケースにおける土地所有の偏在ぶりをみてみると、次のとおりである。V-1表等の数字と整合するかどうかは必ずしも明

V-2表 エジプトの土地所有分布のジニ係数の推移
 (1900~52年)

	1900	1913	1920	1933	1945	1952
ジニ係数	0.6608	0.7726	0.7744	0.7608	0.7594	0.7508

(出所) Abdel-Khalek, G. and R. Tignor ed., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*, New York, Holmes & Meier Publishers, Inc., 1982, p.51より作成。

らかではないが、サイード・マライ (Sayyid Marei) によれば、農地改革が行なわれる直前^{ごろ}には、一七五八人の地主が二〇〇フエッダン（二〇六・六エーカー）以上所有の大地主であり、合計約六六・七万フエッダン、全可耕地の約一〇分の一を所有していたといふことである。この中の四二五人は王族であり、約一八万フエッダンを所有していたが、何と云つても最大の大地主は、ファルーク王 (King Farouq) であり、一人で約二一・八万フエッダンを所有していた。彼に次ぐ、一万フエッダンを超える大地主は、三人いたとされている。

さらに県レベルにおける土地所有の偏在も顕著にみられたようであり、下エジプトのベヘイラ県では、県の半分の土地が大地主たちのものであり、ガルビア県では、一万フエッダンの所有地を含めて、きわめて大規模の個人所有地が存在した。また、上エジプトでは、ミニヤ県、ケナ県、アスワン県で、土地所有は極端に集中していたとされている。即ちケナ県では、七〇人の地主が約四・四万フエッダン（一人平均約六三三・六フエッダン）、アスワン県では一三人の地主が約七・四万フエッダン（一人平均約五七・一九フエッダン）を所有していた等がその例である。

さらに、革命前の土地所有の分布実態をみると忘れてならないのは、植民地主義的支配の中にあつたエジプトを象徴する外人による大量の所有実態であろう。一九四九年においてさえ、三八二〇人の外国人が約二三万フエッダンの土地を所有していたが、一人平均約六一フエッダンの土地所有であり、エジプト人地主の一人当たり土地所有平均二フエッダンの約三〇倍にあつた。一九四七～四九年のエジプト大農省統計によれば、多数の法人を含む二三三人の外国人が一七・

四万フエッダンを所有していたとも記録されている（平均七四六フエッダン）。

土地資産の所有分布とならんで、富の他の所有形態として商工業資産の所有がある。この分野の統計は、土地所有のそれに比べて一段と少ない。その中で唯一ここでとりあげ得るのは、外国人とエジプト人の合弁商工業会社において役員となつてゐるエジプト人の実態から推測されるものであろう。

まず第一に、一九四六年の証券取引所年鑑によれば、一〇〇八人の企業経営者のうち、エジプト人は二二七人しかいない。しかしこの中で少数のエジプト人が多数の企業の経営者となつてゐることが示されている。即ち、商工業におけるカルテル的支配の存在を推測させるのみならず、商工業上の富の個人的集中を示すものであろう。一九四六年に個人として一二企業以上の経営陣に加わっていた者は一六人いたが、最多はハーフィズ・アフィフィ (Hāfiẓ Afifi) の三三企業であり、フセイン・シリ (Husayn Sirri) の三〇企業がこれに続いた。

大地主の年収は 労賃年収の二千倍

間のエジプト経済は、第一次大戦までは農業生産の急増により拡大したものの、大戦後は、一フエッダン当りの農産物の収穫量が減少するなか、戦争や不況による綿花輸出の伸悩み、交易条件の大幅な悪化、農業人口の増加等により、一人当たり生産や実質国民所得の伸びが低下し、一九〇〇年から一九五〇年までの間に約二〇%ほど減少することとなり、革命前夜には、一人当たりの生産と実質所得水準は一九一三年の水準に戻つたといわれている。

このような一人当たり実質所得の減少がみられたなかで、どのような所得の分配が行なわれたかが問題である。これを示唆する地主の地代と農業賃労働者の賃金の動きを比較してみると（V-1表の（出所）の同書三一七ページ）、二十世紀の初めごろから一九三〇年代終りごろまでに、中間の波動はあるものの、賃金は約四十年間増加せず、他方、地代はほぼ倍増している。また、農業労働者の実質賃金自体が、この間増大せず減少しているとの推計もみられる。

このような全体的、長期的な所得分配の推移のなかで、個別的、ミクロ的な所得分配の実態を示すケースには次のようなものがある。前出のサイード・マライの推計によれば、王族は一九五一年に、その農業部門資産所得として一二〇〇万エジプト・ポンド（以下LE）の収入をあげている。ファルーク王自体の一つのケースをみると、王所有の一農場（六六一五フエッダン）で二万一〇〇〇人の小作人および農業労働者を抱えていたが、この農園の小作人一人当たりの平均年収と王の年収との間の所得分配比は、三・七LE対約二六・五万LEであつた（約七万倍）。

さらにアーシム・エツ・デスウキ (Asim al-Disiq) によれば、一九四六年～四七年において、一〇〇～二〇〇フエッダンの地主の平均年所得は五一〇五LEであり、二〇〇から五〇〇フエッダンの地主のそれは一万九四一LE、そして五〇〇フエッダンのそれは五万LEに近かつたという。他方、一フエッダン未満の土地所有者の年所得平均は二八LEであり、五フエッダン地主でさえ、わずか一五〇LEであつたといわれているから、地主間の農地からの所得を中心とする資産所得の配分もきわめて偏在していたといえるであろう。

また、農業賃労働者の賃金額についてみると、エジプト政府調査で、一九四五年の成人男子一日当たり賃金が九・三ピアストルであり、年二六〇日労働換算（きわめて恵まれたケース）の年収ベースで約二四LEであったとされている。これは先にみた最小規模の地主の年平均所得とほぼ同じであり、五〇〇フェッダン以上の大地主の年所得平均と比較すれば約二〇〇〇分の一でしかなかつたことになる。

さらにミクロ次元の所得分配の実態調査結果としてあげられるのは、エジプト人社会学者のハメッド・アンマール (Hamed Ammar) が、シャルキーヤ県のある村の二三八家族を調査して一九四四年に出版したものと、ロツクフエラー財団が、四八年にカリュービア県のシンドビースで一〇七一家族を対象に調査して発表したものがある。

前者においては、住民の四〇%が年収五LE以下で生活しており、五・五%のみが年収五〇LEを超えていたにすぎず、後者においては、人口の五%以下が年収一二LE未満で、六一%が年収一二LEから六〇LE、二七%が六〇LEから一二〇LE、そして七%のみが一二〇LEを超えていたということである。

以上からみて、ジニ係数の計測例を見い出すことはできないが、所得分配面においても、大地主を中心として所得は偏在しており、これと比較すると、小規模土地所有者を含めて大部分のエジプト人の所得はきわめて低位にあつたと考えられ、不平等の度合も非常に大きかつたことが推測できよう。

不平等発生の要因

これまでみてきたように、一九五二年革命以前のエジプトにおける富や所得の分布実態の実証分析結果は、われわれに革命前エジプトのこれらに関する富者と貧者間、大地主・有力商工業者と小作人・賃労働者間等での格差がきわめて大きく、かつ公平度においても改善が進まず、悪化の方向をたどつたことを示すものであつた。

このような分配上の格差と不公平が革命前のエジプトで生じた理由や要因としては、いろいろな要素があると考えられるが、ロバート・ティグナー (Robert Tignor) は次のような見方をしている。

まず何よりも国家が富める者の利益の代弁者であり、富の不公平化を増大させ維持する役割を担つたということである。即ち、富と所得の集中の基本的原因は、前にも触れた、国家による十九世紀からの漸進的な私有権の容認と国有地の私人への払下げ、さらには種々の私的独占への国家的支持にあつたとする。

また、他の国家の諸政策、特に関税・税制や労働・社会政策が貧者の犠牲において富者に利益をもたらすものであつたとみられる。エジプトは一九三〇年まで関税自主権がなく、自由に関税を課すことができなかつたが、三〇年以降は国内産業保護のためこれを引き上げ、この結果、保護された産業は、輸入禁止や制限政策の効果の享受とともに、世界市場価格より高い価格を設定でき、それらが織維、穀類・砂糖、石油等の国民の必需的な分野において行なわれたため、消費を通しての貧者から富者への逆進的所得分配が進んだわけである。チャールズ・イサウイ (Charles

Issawi)は、このためエジプトの都市労働者は、その当時、輸入小麦価格の二倍もする国内小麦を原料とするパンを消費することのみで(その当時都市労働者は、家計支出の半分以上をパンの消費にあてたといわれている)、年間約五〇〇万LEを小麦生産地主、製粉業者等に収奪されたことになるとしている。

労働関係法は一九三〇年代に実施されるようになつたが、その中味は、当時の西欧諸国の中には比べて大きく労働者に不利なようになつたため、結果として労働条件の悪化、低賃金をもたらし、企業家側の所得拡大に帰結したとみられている。

要するにこれまでみてきたことは、国家が再分配政策や社会政策をやるような意識がまったくなく、経済社会自体が未だその発展段階にも達していなかつた結果の産物、さらにはイギリス等の外国勢力の支配と収奪の構造下にあつた状況の中での不可避的な帰結ということができるであろう。

不公平是正への動き それでは、以上みてきたような富と所得の分配の不公平状況は正への動きは、十九世紀終りに近いアハマド・アラビー (Ahmad Arabi) の反乱や一九一九年のサアード・ザクルール (Saad Zaghlul) の民族主義革命運動等に際して、現状打開への希望をもつことがあつたかもしれないが、基本的に、政府・地主階層に対する圧力組織となるためには、あまりにも生活水準が低すぎ、いわば諦めの状況と無作為の状況の中に長期に閉じ込められざるを得なかつた。

一九二二年の民族主義革命以降「ムスリム同胞団」や「青年エジプト」等の政治的、社会的運動組織が生まれ、民族完全独立、社会改革の主張と行動を行ない、さらにジャーナリストや小説家、学生等が社会主義的主張や運動を始め、労働運動も小規模ながら組織化され、労働条件の改善等を主張しストライキ等もみられるようになつた。またこのような動きを受けて、もともと地主や産業資本家の利益擁護組織でもあつたワフド党の内部においても社会的不公平是正への主張や政策形成の試みがみられるようになつた。しかしながらこれらの動きも、政府やイギリス等の弾圧や干渉を受けたり、また相互間の主義・主張の違い等により大同団結して運動を進めることにはならず、都市民衆や農民の広範な支持を受け、これを有効に組織化し社会改革実行への力とすることができなかつた。ワフド党は社会的不公平の是正等を行なうことは、自己の存立基盤を切り崩すことにもなるため党内的改革推進の動きは派閥間の闘争手段として利用される面が強く、農地改革を含めて微温的な是正政策しか実施できず、国民の不満をいつそう募らせていく役割を果たすことになつた。

こうしたなかで第二次大戦が終結し、戦後不況、失業増大、インフレ昂進等による国内の社会経済的不安感が増大し、パレスチナ戦争での敗北と英軍完全撤退要求の高まりを背景として、社会的不公平や不平等の改革を求める声がいつそう高まつていつた。

2 一九五二年革命後の分配実態

一九五二年、自由将校団は「革命委員会」を結成し、政治・経済・社会の根本的改革を目指した。九月には早くも土地保有を制限する農地改革を断行し、これによつて旧土地貴族・支配層勢力の解体をはかるとともに、社会的公正・公平の実現、農業生産の増大、投資の農業部門から工業部門へのシフト等を企図した。その後ナセル大統領に率いられた革命政権は、五六憲法の制定以降、外国企業や国内大企業の国有化をはじめとする、国家の経済への介入強化、経済の計画化等を中心としたアラブ社会主義的経済開発政策を志向した。また、税制・補助金・農業・工業・教育・雇用・保健医療・社会福祉・労働等の諸政策において貧困者や社会的弱者の生活改善や救済等を進め、これらにより農地改革とは別次元で富や所得の再分配政策を実行することとなつた。

本第2節では、このような方向をとることになつた革命政権登場後のエジプトにおける富や資産と所得の分配実態が、ナセル、サダトそして現在のムバーラク時代に至るまで、どのように推移してきたかをみるととする。

初めに、革命前の富および所得の偏在が存在する主因であつた土地所有の実態が数次にわたる農地改革の実施によつてどのように変化したか、また、その所有の公平度がいかなるものになつたかをみることにする。

次いで、一九五二年革命以降の所得分配実態がいかに変化し、公平度がどのようになつたかを、農業部門・非農業部門、農村部・都市部の賃金所得・資産所得、ミクロ次元・マクロ次元等の対比の中でフォローし、また、家計の支出を通してみた分配実態や貧困の実態の内容や程度をみるとこととする。

そして最後に、これらの分配実態の変化に影響したとみられる、農地改革以外の政策上の諸要因についても簡単にふれることとする。

(1) 農地改革前と後の土地保有状態の変化

一九五二年の九月に行なわれた農地改革は六九年まで数次にわたつて行なわれた一連の改革の最初のものであつたが、その中味は、(イ)農地所有の制限と接收による再分配、(ロ)小作農や農業労働者の地位改善、(ハ)農業協同組合の結成とそれによる農地細分化防止と農民への新融資システムの導入、(ニ)政府の指導・管理による農地造成などであつた。

この中で(イ)の農地の所有制限と再分配の実態をみると次のとおりである。まず一九五二年改革で、所有は一人当たり最高二〇〇フェッダンに制限された。また、この限度を超えて所有される農地は、一人当たり五〇フェッダンを限度として、合計一〇〇フェッダンまで扶養家族に譲渡することが認められた。そして残りの農地は五年以内に接收されることとなつた。五八年には扶養家族

全体の所有限度が三〇〇フエッダンと上限が設けられ、さらに五九年には本人と家族全体での所有制限が三〇〇フエッダンとなり、徐々に制限が強化された。さらに同年に、国有地を小規模地主、土地なし農民に分与した。接收した農地には、原則として地代の一〇倍の補償が年利三%、三十年年賦の非流通債券で払われることとなつたが、五八年にはこれが年利一・五%、四十年年賦へ変更になった。また、農地改革に関する農地は五九年まで、全体として約八〇万七〇〇〇フエッダンとなり（全耕地の一三%）、これが農地改革省により接收・管理・監督された。八五年には、これは約八六万五〇〇〇フエッダンに達している。

農地の分配は、原則として五フエッダン以下の農地を有する農民を対象として二～五フエッダンを単位として分配すると規定され、小作人、小規模自作、自小作等に優先権が与えられた。分配を受けた農民は、先にみた補償額に加える一五%加算額（接收・管理・分配のコスト）を年利三%、三十年賦で支払うよう一九五二年に定められたが、五八年には四十年賦、年利一・五%、加算分一〇%に条件緩和された。また、分配を受けたものは農業協同組合に加入させられた。農地細分化防止のためイスラム相続法に対する一定の制限も要求された。

所有規模制限は、その後、一九六一年に一人当たり最高一〇〇フエッダンに強化され、さらに六年には、それが五〇フエッダン、扶養家族も入れた家族全体でも一〇〇フエッダンと一段と強化された。

分配の結果と農地改革により接収され分配された土地の分配状況を示すものがV-3表である。一九八八年未までに約七一万フェッダンが分配され、分配を受けた農家は約三五万、農家当たり分配面積が約二・一フェッダンであつた。

また、この農地改革の結果、土地

の保有状況はどのように変化したのであらうか。これを示すのがV-4表である。一九五二年以前には所有者数が二八〇万であったが、これが三四三万へ約六三万増加し、また、五二年以前は全体の〇・一%の大土地主が全体の土地の約二割を所有していたが、これが八五年には全体の六・一%へ急減したのに対し、五フェッダン以下所有の小地主が、改革前は全体の三五・五%を所有していたが、八五年には過半の五三・五%を所有するまでになつた。

革後の土地保有状況

農地改革法後		1985年	
所 有 面 積 (1,000 フェッダン)	所 有 者 数 (1,000人)	所 有 面 積 (1,000 フェッダン)	
2,781	3,271	2,904	
526	87	576	
638	46	589	
818	21	621	
430	6	407	
437	2	334	
354	—	—	
5,984	3,433	5,431	
(%)			
46.5	95.3	53.5	
8.8	2.5	10.6	
10.7	1.3	10.8	
13.7	0.6	11.4	
7.2	0.2	7.5	
7.2	0.1	6.1	
5.9	—	—	
100.0	100.0	100.0	

Agency for Public Mobilization and Statistics, 1989, pp.64

V 富・所得の分配の公平化

V-3表 農地改革による土地分配状況
(1988年12月31日現在)

農地改革法適用地	分配面積 (フェッダン)	分配を受けた農家数	農家当り面積 (フェッダン)
1952年農地改革法(法律第178号)	388,831	186,009	2.09
1961年農地改革法(法律第127号)	110,581	56,262	1.97
1963年農地改革法(法律第15号)	21,850	10,658	2.05
1969年農地改革法(法律第50号)	32,525	17,399	1.87
ワクフ農地	105,322	51,484	2.05
その他の	55,099	24,657	2.23
合計	714,208	346,469	2.06

(注) 1 フェッダン = 4,200m² = 1,038エーカー

(出所) A. R. Egypt, Statistical Year Book, 1952-1988, Cairo, Central Agency for Public Mobilization and Statistics, 1989, p.63.

V-4表 1952年農地改革前と改

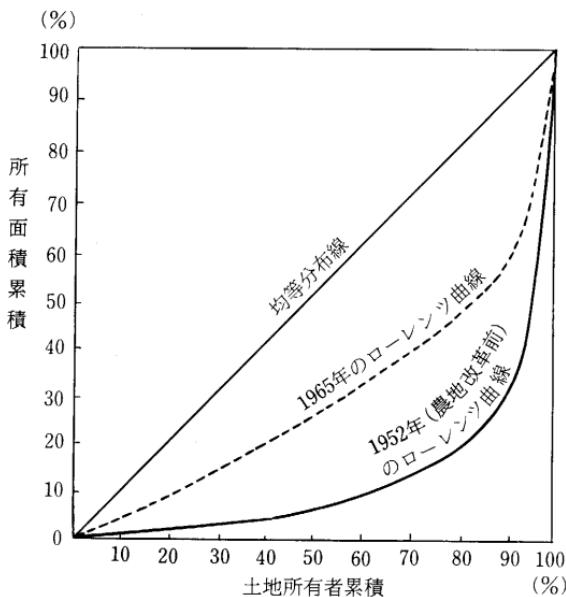
保有規模 (フェッダン)	1952年以前		1952年
	所有者数 (1,000人)	所有面積 (1,000フェッダン)	所有者数 (1,000人)
5以下	2,642	2,122	2,841
5~10	79	526	79
10~20	47	638	47
20~50	22	654	30
50~100	6	430	6
100~200	3	437	3
200以上	2	1,177	2
合計	2,801	5,984	3,008

構成比

5以下	94.3	35.5	94.4
5~10	2.5	8.8	2.6
10~20	1.7	10.7	1.6
20~50	0.8	10.9	1.0
50~100	0.2	7.2	0.2
100~200	0.1	7.3	0.1
200以上	0.1	19.7	0.1
合計	100.0	100.0	100.0

(出所) A. R. Egypt, Statistical Year Book, 1952-1988, Cairo, Central
—67より作成。

V-1図 土地所有分布のローレンツ曲線：農地改革前と後の比較（1952～65年）



(出所) Abdel-Fadil, M., *Development, Income Distribution and Social Change in Rural Egypt (1952-1970)*, Cambridge, Cambridge University Press, 1975, p.13.

ローレンツ曲線を描き（V-1図）、この間のジニ係数を算出したものであるが、図が示すように五二年に比べ六五年のほうが均等分布線に大きく接近し、不平等が改善されたことがわかる。ジニ係

このような結果は、革命前までの土地所有の偏在を、きわめて限界があるが若干是正したもののようにみえる。計

量的にどれだけ不平等度が改善され、公平なものになつたかについてみると、ローレンツ曲線を描いたり、ジニ係数を算出してみる必要がある。この点については二つの推計がある。一つはアブデル・ファーディール(Mohamed Abdel-Fadil)の計測したものであり、一九五二年と六五年の二時点の土地所有分布の口

数はこの間、五二年改革以前の〇・六一一から、五二年の改革後に〇・四九二に低下し、六一年改革後に〇・四三二、そして六五年改革後に〇・三八三となり、いわば不平等度が半減に近いところまで改善されたともいえよう。モハヤ・ゼイトウン (Mohaya Zaytoun) のジニ係数試算も同様な動きを示しており、五〇年の〇・七五八が七八／七九年には〇・四一へ急減している。(もつとも七〇年代後半から土地の占有においては不公平化が進んでいるという見方がある。)

以上のように、ローレンツ曲線、ジニ係数の側面からみても、エジプトの土地所有分布をめぐる不公平は、革命後の農地改革がもたらした再分配効果により、ある程度是正されたものと確認される。

農地改革の 評価への制約

第一は、農地改革の程度が必ずしも十分ではなかったことである。即ち当初予定では、接收面積は一四二万フエッダンであつたといわれるが、実際の接收面積は、先にみたように八六万五〇〇〇フエッダンにとどまっていた。しかも、そのうち実際に分配されたのは七一万四〇〇フエッダンで、接收予定と比較すると、その半分となる。また土地全体の面積を六〇〇万フエッダンとすれば、やつとその一二%にしかすぎない。

第二は、全体の一%にすぎない大地主が全体の土地の四分の一を依然保有していることである。

第三は、これら統計に含まれていない土地なし農民、農業労働者等が依然三〇〇万を超えて存

在していることであり、革命前の状況とこの点は変わつておらず、これら農民を入れてジニ係数を再計算すれば、不平等の改善は相当に割り引かざるを得ないのである。換言すれば、戦後日本の農地改革では消滅した小作制度というべきものが、温存されたままであつたということである。結局、農地改革は全体としての土地保有の公平度を、そこそこにおいては改善させたが、必ずしも徹底したものとはいえず、また、その利益を最も受けたのは、あとでみると、必ずしも土地なし貧困農民や小土地所有者ではなく、五〇一〇フエッダンの中規模地主であつたといわれるべきであろう。

(2) 革命後の所得分配実態の変化

革命後の所得分配の変化を知るための統計は、少數でありかつ次の三つに分類されよう。第一は、一九五八／五九年、六四／六五年、七四／七五年の三回実施されている「家計支出調査」である。七四／七五年調査のサンプル数は、都市家計総数二九七万一〇〇〇に対し七九九三、農村家計総数三七四万五〇〇〇に対し四〇〇二である。第二は、マクロレベルでの個人所得の調査に関するものも含む七四／七五年に行なわれた雇用調査であり、一万八七八六のサンプルである。第三は、ILOが七七年に一八農村の家計を対象にして一〇〇〇サンプルを調査したものである。この他に学者等が個人的に小規模のサンプル調査を行なつたものもあるが、ほぼ上記三種が、こ

V 富・所得の分配の公平化

V-5表 都市および農村の家計支出分布とジニ係数の変化

(%)

	1958/59		1964/65		1974/75	
	都市	農村	都市	農村	都市	農村
下位40%層	16.41	17.65	16.49	19.00	18.31	18.84
下位60%層	30.89	34.24	31.25	35.26	34.39	35.46
中位30%層	38.73	37.74	37.99	37.28	38.01	37.80
上位10%層	30.38	28.02	30.76	27.46	27.60	26.74
ジニ係数	0.40	0.37	0.40	0.35	0.37	0.35

(出所) Abdel-Khalek, G. and R. Tignor ed., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*, New York, Holmes & Meier Publishers, 1982, pp.93, 95より作成。

これまでのエジプトの所得分配や貧困実態分析の素材となつたものであり、この分野のデーター源も限られたものである。

都市部ないし工業・非農業部門の所得分配の変化については、イブラヒム・イサウイ (Ibrahim Issawy) が、家計支出額自体を使つて所得分配の二次的推計を行なつてゐるが、これによると(V-5 表)、下位低所得層の四〇%ないし六〇%の家計は、一九五八／五九年、六四／六五年と全体の中でそのシェアを増していくが、最上層一〇%は、五八／五九年からみて七四／七五年にはシェアが減少し、二七・六%と三割を切つてゐる。この結果、ジニ係数も五八／五九年の〇・四〇から七四／七五年の〇・三七にやや改善してゐる。

改善の状況は公務員や国有企業の従業員等公共部門の賃金格差の是正や公平化にもみられる。アブデル・ファーディールによれば、公共部門労働者は、一九五二年の九・五万人から七年の一〇八万人に激増したが、これは低、中層の公共部門労働者の急増によるものであつたため(国有化政策や教育の普及等の結果によるもの)、この層の賃金総額が拡大し、最上層公務員と最下

V-6表 部門別賃金所得・資産所得シェアの変化

(%)

	工業部門		非農業部門		農業部門(GDP上)	
	賃金	資産	賃金	資産	賃金	資産
1952	41.8	58.2	n.a.	n.a.	17.0	83.0
1959/60	48.1	51.9	53.7	46.3	24.2	75.8
1960/61～64/65	45.7	54.3	53.2	46.8	27.8	72.2
1965/66～66/67	45.7	54.3	54.6	45.4	32.9	67.1
1967/68～69/70	47.0	53.0	57.6	42.4	30.0	70.0
1970/71～74	48.3	51.7	60.3	39.7	25.3	74.7
1975～76	43.3	56.7	52.2	47.8	25.3	74.7

(出所) Abdel-Khalek, G. and R. Tignor ed., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*, New York, Holmes & Meier Publishers, 1982, pp.90, 94より作成。

級公務員の賃金格差が同期間に二四倍から四〇倍と拡大したものとの、結果として上層のシェアが低下し、公共部門各種賃金間のジニ係数は五二年の〇・三六八から七二年の〇・三二一に縮小し、かなりの不公平の改善を示したとしている。もつとも、サダト政権の自由化、開放政策後は、公共部門賃金と民間部門、民間部門の中でも外資導入部門と非導入部門で賃金格差が拡大しつつある。

さらに、前出のイサウイによれば、工業ないし非農業部門内部での賃金所得と資産所得のシェアの動きをみると(V-6表)、賃金シェアは、一九五〇年代から七〇年代前半まで拡大してきたが、七〇年代半ばに至り急激にシエアを低下させたということである。したがつて資産家のほうが有利になっていると考えられる。

農村ないし農業部門の所得分配についてみると、農村における家計支出の格差は(V-5表)、一九五八／五九年から七四／七五年まで下位層のシェアが拡大し、上位一〇%層のシェアは縮小してきており、ジニ係数でみると、

五八／五九年の〇・三七から七四／七五年の〇・三五とわずかに改善されている。もつともジニ係数のレベルは都市のそれよりやや低い。しかし都市との差は、全体として統計上の誤差の範囲内のものかもしれない。また両者において、十六／十七年間の格差の改善としては小さいものであつたと思われよう。なお、カリマ・コレイム (Karima Korayem) の試算からみると、家計の可処分所得分配における格差は、農村より都市部のほうがやや大きく、これは家計支出のそれと同じ方向を指示するものである。

農村部門GDPにおける賃金所得と資産所得のシェアの推移をみると (V-6表)、一九五一／五二年から六六／六七年ごろまで賃金シェアが大きく増大し一対二の比率となつたが、七五／七六年には一対三へ賃金シェアが低下してきている。なお非農業部門と農業部門の賃金格差は六〇年頃の五・五倍から七五年の三・五倍に縮小したが、一人頭所得では一・八三倍から一・九三倍に格差がやや拡大している。

さらに農村ないし農業部門の所得分配の動きをよりミクロ次元でみると、土地の所有規模別それにについては、過去にアブデル・ファーディール、マブロー等の推計があるが、これらを総体的にみると、土地なし農民の所得シェアは、一九五〇年から六五年にかけてやや増加しているとみられるが、五〇フエッダン以上の所有者のシェアは大きく低下したとみられ、結局、五フエッダンから五〇フエッダンの所有者の中規模農地からの所得が相対的に拡大している。

また一九七七年のILOの上記調査の結果をみると、農村の所得や分配実態等がより具体的に

把握できる。これによれば、農家平均の収入の四六・一%は自分の農地以外での賃労働収入、三六・二%が自分の農地からの収入、一〇%が非農業生産財資産からの収入、海外出稼者送金が五一%、あと一・四%が地代収入や設備・家畜の賃貸収入である。また職業別には農業が四三・七%と多く、一五・九%が農業賃労働者、一〇%が公務員、各八%程度が工業・建設・サービス業に従事し、七・六%が軍人、求職中が二%となっている、収入単価が高いのは、非農業生産財資産からの収入と村外非農業賃金である。

そして、この農業収入調査結果での農家所得分布のジニ係数は、〇・三九三一となつており、先にみた家計支出レベルでのそれよりやや高い。また収入別にみると設備・家畜の賃貸料、非農業生産財資産賃貸料、送金収入等が〇・四六～〇・三四程度のジニ係数となつており、これら収入における農村家計間の分配の不平等度は高くなっている。(なお、所得分配ではないが、この調査では、エジプトでは珍しい資産保有実態の調査が行なわれている。これをみると、実物資産の中で土地が約六割、建物が二四%と圧倒的なシェアを占め、あと農耕家畜が約一〇%で他は小さい。金融資産は借金があるだけである。そして金融資産を含む全資産の農家間分配のジニ係数は〇・七二五四、土地は金額でみたそれが〇・五七九二、面積でみたそれは〇・五五五八、非農業資産のそれは〇・五一六〇である。一般的に、これらジニ係数は所得のそれに比べて相当高く、土地所有のジニ係数も、先にみた全国の面積レベルのものより相当高く、この調査は、農村における土地を含めた資産保有においては、依然大きな不公平が存在していることを示唆しているといえよう。)

最後に、都市・農村を合わせた全国レベルでの家計支出のジニ係数の動きをみると、一九五八／五九年の〇・四二、六四／六五年の〇・四〇、七四／七五年の〇・三八と徐々に改善されているが、個人所得分布をみると、上位一〇%のシェアが五〇年代の四三・五%から七〇年代には三三%台まで減少したが、七五、七六年に三四%台と縮小から拡大への兆しをみせている。また GDP に占める賃金所得と資産所得のシェアは、五九／六〇年頃から七〇年代前半まで前者の増大、後者の縮小の動きが続き、七〇年代前半にはほぼ半々になつたが、七五、七六年には賃金シェアが四四%に減少している。

以上、総じて一九五〇年代、六〇年代まで分配の公平化が進んできたが、七〇年代半ばから貧者より富者が、賃金所得より資産所得が、小地主より中・大地主が分配において有利となつていく兆しが感じられよう。

貧 困 の 実 態

以上のように所得分配はかなりの程度公平化してきているが、まだ多数の低所得者が存在しているのも確かである。そこでこれら低所得者の中でも特に貧困者として定義される人たちの実態変化とその貧しさの中味について簡単にみてみよう。V-7 表は、エジプトの農村および都市における貧困層を推計したものであるが、貧困層と非貧困層を分類する境界となる年所得とは、必要なカロリーをとれる食料品や衣類、住宅等を購入、消費して、最低生活水準を維持するために必要な年所得を示すものである。貧困層ないし貧困世帯はこの年所得以下の所得世帯である。この表によれば、農村の貧困世帯は一九七七年で年間三二

V-7表 農村および都市における貧困層の推計

	単位	1958/59	1964/65	1974/75	1977
農村貧困世帯境界年所得	L E	93	125	270	327
全人口	1,000人	25,832	30,139	36,417	—
農村人口	1,000人	15,968	17,754	20,830	—
農村全世帯数	1,000世帯	3,224	3,345	4,166	—
農村貧困世帯比率	%	35.0	26.8	44.0	35.3
農村貧困世帯数	1,000世帯	1,161	903	1,833	—
農村貧困世帯人員比率	%	22.5	17.0	28.0	—
農村貧困世帯人員	1,000人	3,593	3,018	5,832	—
都市貧困世帯境界年所得	L E	121.0	163.0	351.0	
都市貧困世帯人員比率	%	30.0	27.8	34.5	

(出所) 農村世帯については、Hansen, Bent and Samir Radwan, *Employment Opportunities and Equity in a Changing Economy : Egypt in the 1980's*, Geneva, International Labour Office, 1982, p.99.

都市世帯については、Abdel-Khalek, G. and R. Tignor ed., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*, New York, Holmes & Meier Publishers, 1982, p.384.

七 L E 以下の所得しかないものである。都市のそれは、七四／七五年で年間三五 L E 以下の所得しかない世帯である。農村の貧困世帯数は、五八／五九年の一六万から、六四／六五年に九〇万に減少したが、七四／七五年に一八三万に増え、世帯比率は、農村全世帯の三五%から二六・八%に減少したのち、七四／七年は四四%に急増し、七七年には三五・三分の一以上の世帯が貧困世帯であり、大まかにいって貧困者数は数百万というのとなり、しかも七〇年代半ば以降増加していることがわかる。都市のそれにづく数字ではないが、ここでも七〇年代

に入り貧困世帯数が増加し、農村とほぼ同じく全体の約三分の一が貧困世帯になつてゐるといえよう。（七〇年代に入つての貧困世帯、人員の増加は、六〇年代半ば以降の農村所得の伸び悩みやインフレの影響、人口増加、自由化政策への転換等によるものとみられる。）同じような推計はアハメッド・エツ・ソッカリ（Ahamed EL-Sokkari）も行なつており、七四／七五年に最低の生計費を満たす年所得のない世帯が都市部では半分以上あり、農村部では七〇年代後半を通じて三割弱あると推計している。（都市の世帯比率が高いのは必要住宅費を高めにとつてゐるからである。）

これらの貧困世帯の横顔の平均像を ILO の一九七七年調査結果でみると、貧困世帯の二五%が土地なしで、十五歳以下の子供が何人かいて、家族人員六・四人、年所得は三〇五 LE、摂取カロリーは二三三二カロリーで通常の二九一四カロリーの約二〇%不足、その四分の一の子供は発育不良（全体で一〇〇万人以上）と貧血が多い。支出の七八・五%が消費財に支出されエンゲル係数は六八%（通常は五二%）、医療と教育には一%と〇・八%しか支出していない。八七%が泥の家に住み、下水・排水施設が不備であり、三六%において水道水および井戸水が飲めず、それゆえ子供をはじめとして消化器系の病気が多い。子供の小学校教育を終了させえない世帯が九二・五%で、世帯成人の七割が文盲である。（全国平均は約四〇%とされる。）これは厳しい貧困の実態である。

分配の変化をもたらした政策要因 以上のような革命後の分配の変化をもたらすに影響したとみられる政策要因を、すでにみた農地改革以外のものについて、簡単にみると次のとおり

である。

税制はもともと徴税が最重要であると考えられ、必ずしも再分配政策の意図は強くなく、さらには間接税中心であるため、通常、逆進的影響をもたらしたといわれているが、レダ・エツ・エデル (Reda EL-Edel)によれば、関税・物品税が奢侈品に対し高税率であるため、わずかながら累進的であり、再分配効果をもつということである。そして一九六七～七七年の十年余にエジプトのGDPの二一%は税制により再分配されてきたとしており、家計レベルで直間合させた税の効果も累進的であり、七〇年代にいたるまでその累進効果がより拡大してきているとしている。

教育については、一九四七年から七六年まで人口は倍増したが識字率は三倍となつたように、国の教育投資の効果は大きかつた。また、中等、高等教育への進学率は四倍となり、国家レベルでの人的資源の改善、個人レベルでの所得や職業や社会的地位へのアクセスの可能性を高め、貧困や不公平を改善するものとして機能したとみられる。しかし最近、大学の工学部、経済学部、医学部はエリートの子弟に独占されつつあり、また、サード・エツ・ディーン・イブラヒム (Saad Eddin Ibrahim) の調査では、職業移動や教育の機会均等が減少しつつあり、大量の大学卒業者の存在のため彼らに対する公務員への完全雇用保障原則も実現されなくなりつつある。また、人口增加で教室、教師が不足しており、公教育の質が問われ、私立学校へ入学させうる金持のほうに有利な状況となりつつあり、五〇、六〇年代に比べて、エジプトの教育が社会的公平強化のための手段とならなくなりつつある。

エジプトの補助金は生産面、消費面で共に膨大な額の支出となり、一九六二／六三年予算の二%から、七五／七六年には予算の三〇%に急増し、GDPの一%にも及び財政赤字の原因の一つとなつてゐるが、分配面からみて重要なのは、砂糖、食用油、小麦粉等の食料品等への補助金である。イブラヒム・イサウイは、これらに対する補助金は、中低所得層の実質所得を確保するための重要な手段であるとし、レダ・エツ・エデルは、これを負の間接税としてとらえ、国民所得レベルの分配のジニ係数を七四／七五年時点で、それがない場合の〇・三九九から〇・三六六に改善させるだけの公平化要因と試算している。

農地改革以外の農業政策としては、共同耕作地制、水・肥料・殺虫剤の低価格購入保障、綿・米・玉ねぎの強制供出、流通規制、輪作の規制、農業信用制度等の政策は、アハメッド・ハッサン (Ahamed Hassan) によれば、結局のところ小農に不利で大農に有利になつてゐるという。また小作人や土地なし農民を、小作料規制や賃金保障により保護しようとしたが守られず、結局は、かつての中規模地主が、野菜や果物等の高価な換金作物を生産する余裕をもつており、これら政策の恩恵を最も受けていいるとみられる。

サダトの開放政策以降、農村の賃金を引き上げてゐるのは建設ブームと出稼ぎの増加であつたとアムル・モヒッディン (Amr Mohie-Eldin) は指摘してゐるが、出稼者は一九七六年には一四〇万人を超え、七九年には送金額は一二億ドルに達している。しかし、農村等の所得分配に如何なる影響を与えたかの全体像は明らかではない。七七年のILOの調査では、農村の家計所得の五

（二）が送金収入となつており、その部分の農村内ジニ係数は〇・三三七で、設備の賃貸料収入等に次いで農村家計内で不公平度が高い収入源となつており、送金のあるなしは公平度にそれなりの影響は与えよう。

最後に、エジプトは革命後現在まで大量の経済援助を受けてきたが、アブデル・ハーレク(Abdel Khalek)はエジプトの投資と成長の五分の一から三分の一がこの援助によつております、(イ)工業化プロジェクト援助は中流階級に恩恵を与え、(ロ)ハイダム援助と食料援助は全員に恩恵をもたらしているが、債務返済の負担は、特定作物の強制供出をさせられる農民層に最後はかかっているとみている。

(3) 「開放政策」以後の新富裕層

これまで革命後から一九七〇年代までの土地、所得等の分配実態そして貧困の実態をみ、それに影響を与えた政策要因にふれてきたが、本章の初めに記したように、八〇年代に入つてからの統計調査結果や、それを利用した分析は土地所有関係の一部を除いては、ほとんどみることができない。このため七〇年代後半以降の格差拡大の動きが八〇年代にも継続しているかを確認することはできない。そこでここでは、新聞報道を引用し八〇年代における新しい富裕層やその規模等の内容を示す一例とし、また、先にみた貧困層との対比材料として紹介しておきたい。

週刊『ミドル・イースト・タイムズ』、一九八六年三月二一・八日号によれば、人民議会において、野党ワフード党の副総裁が、現代のエジプトの百万長者の内容等の試算を発表し、政府に彼らの脱税や租税回避を厳しく追求するよう要求したという。彼によれば、現在エジプトには、通常言われている一〇万～一五万人ではなく、二五万七八〇〇人の一〇〇万LE以上の資産をもつ人たちがいる。彼らは、(イ)一五万人がカイロ等の大アパートの持主、(ロ)七八〇〇人は貿易商で、経済省資料によるとその資産は一〇億LEを超える、(ハ)二万人はトラック一〇台以上をもつ運輸業者、(二)三万人がスーパー経営者や靴製造業者、(メ)二万人の自動車販売代理店、(メ)三〇〇〇人は外国会社の代理店、(ト)一万五〇〇〇人は中古品業者、(チ)五〇〇〇人の貴金属商、(リ)七〇〇〇人はフィルムやカセット業者、(ヌ)その他はカイロ等のホテル、ナイト・クラブのオーナーたちであるという。(これに対して経済大臣はこれら内容の正確さを問題にしている。)

新聞は以上の記事に加えて、土地値上がりでもうけた人等があるとしている他、前出のアブデル・ファティールが、二五万余という数字は小さすぎるとし、これに、(イ)一九八一年農業センサスでわかった、家畜・家きん農場をもつ〇・八四フエツダン(二〇ヘクタール)以上の農地の所有者八〇〇〇人、(ロ)従業員五〇人以上かつ一・六万LE以上の設備投資を行なっている中小企業のオーナーを追加すべきと言ったこと、また前出のイブラヒム・イサウイもこれらの他、(イ)外貨取引業者、(ロ)不動産業者、(ハ)住宅会社経営者、(二)建設業者、(メ)フリーゾーンの商人等を追加すべきと宣言した旨、報道している。そして最後に激しいインフレの結果、現在の一〇〇万LEは十五年前の

五万LEだったとして、エジプトの百万長者も小型になつたと結んでいる。

むすび

以上一九五二年の革命前の約半世紀間と、革命後最近までの約三十年の分配実態とその公平度の推移についてみてきた。繰返し述べたように、利用できる統計もそれを分析した結果も限られたものである。そもそも分配の公正の分析対象からみると、本章で扱つたものはその一部でしかない。まず、ここで扱つた統計には極端な大富豪と極貧層は、通例からみて、含まれていないと想像されること、金融資産面での調査がほとんどされていないこと、高価な動産、貴金属、建物等の実物資産についてもほとんど調査されていないこと、さらに脱税部分等を含めたアングラ・マネーの存在、そして一説には一〇〇億～四〇〇億ドルといわれる海外流出資本の所有実態の不明さ等を考慮すると、本章でみた結果は、エジプトの分配実態の全体像ではなく文字通りその一部であろう。このような大きな留保つきで、本章で取り扱つた約八十年間の分配実態の推移における要点とも言えることは次のとおりである。

(イ)革命前は土地所有を中心として、富・資産・所得にきわめて大きな格差と不公平があつたが、農地改革を含むナセル政権下の種々の再分配政策の結果、一九六〇年代まである程度の格差是正

と公平化が進み、特に富の偏在は正に農地改革はかなり貢献したことは否定できないと考えられる。

(口)所得分配においては、都市内、農村内、その両者間、賃金・資産所得間、賃金所得内等、そして家計支出面、貧困層の社会における比率等において、程度の差はあるものの、いちおう六〇年代まで公平化が進行したとみられる。

(ハ)サダト政権登場後は、七〇年代半ば頃から、「自由化」「門戸開放」政策の採用や成長の伸び悩み、人口増加等とともに、土地所有面はともかく、所得面や他の資産面で徐々に格差の拡大や不公平化が進行しはじめているのではないかと感じられる。

これらの諸点を前提に、さらにエジプトの分配の公平実態における革命前後で「変わらざるもの」と「変わったもの」を整理すれば次のとおりであろう。変わらざる点は、(イ)小作、農業賃金労働者が資産・所得の所有面で依然として最も恵まれず、その数もきわめて多数であること、(ロ)かつての貧困の内実とは異なるものとなっているかもしれないが、貧困者が大量に存在し、その地位の改善は依然明確でないこと、があげられる。変わった点としては、(ア)革命後は分配公平化問題が政府の明確な目標の一つとなり、政策的努力が続けられてきたこと、(ロ)フアルーク王と小作人の比較例のような想像を絶するような格差例、あるいは大富豪例は少なくなつたとみられること、(ハ)農業や土地が富や所得の源泉としての比重を減じ、鉱工業、商業、サービス業等の比重が高まつたこと、(二)農村の富は、かつての中地主層に中心が移動したとみられること、(ツ)富有者

がかつての大地主と民族資本家からナセル時代の政府高官、国有企業経営層ないしサダト自由化後の不動産業者、貿易商、流通・運輸業者等の新富有者に変わりつつあるに反し、アオイルマネーないし海外からの送金という新富の拡大がみられるようになつたこと、等があげられる。

[参考文献]

- (1) Abdel-Khalek, Gouda & Robert Tignor ed., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*, New York, Holmes & Meier Publishers, Inc., 1982.
ナットの分配問題を、包括的・体系的に分析した、名著の専門論文集。
- (2) Radwan, Samir and Eddy Lee, *Agrarian Change in Egypt*, London, Sydney, Dover, New Hampshire, Croom Helm, 1986.
一大セガンドオーディケンシルが実施した一八農村の生耕地の出耕調査結果を分析した詳細書。
- (3) Hansen, Bent & Samir Radwan, *Employment Opportunities and Equity in a Changing Economy: Egypt in the 1980's*, Geneva, International Labour Office, 1982.
一九七六年から一九年にかけて行なった、ベント・ハーゼンらによるナットの農村市場、雇用問題の調査団報告書。第六章で分配問題を扱つてゐる。
- (4) Abdel-Fadil, M., *The Political Economy of Nasserism: A study in Employment and Income Distribution Policies in Urban Egypt, 1952-72*, Cambridge, Cambridge University Press, 1980.
革命後、ナセル政権下の都市部における雇用・分配問題の実証的分析結果の詳細書。

- (5) Abdel-Fadil, M., *Development, Income Distribution and Social Change in Rural Egypt (1952-1970)*, Cambridge: Cambridge University Press, 1975.
農業地主の農本版。
- (6) A.R.Egypt, *Statistical Year Book, 1952-1988*, Cairo, Central Agency for Public Mobilization and Statistics, 1989.
エジプト政府発行の社会・経済の長期時系列統計書。